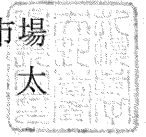


青果部関係団体各位

札幌市中央卸売市場  
市場長 片貝 太



### 新型コロナウイルス感染防止に係る取引方法等の変更について

平素より、当市の市場行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

当市場の新型コロナウイルス感染防止対策については、これまで卸売場でのマスク等着用義務化や取引方法の変更（せり取引を入札又は相対取引へ変更）などの対策を講じてきたところです。

青果部の取引方法においては、青果部関係団体や出荷者等からの要請、本市の感染症対策本部会議の方針などを鑑み、感染リスクを下げる手立てを徹底したうえで、相対取引に変更していた一部の品目について6月1日（月）よりせり取引を再開しております。

この度、札幌みらい中央青果株式会社より、せり品目を追加したい旨の申入れがあり、青果部関係団体と協議した結果、下記の品目について追加することとしましたので通知いたします。

青果部市場関係団体の皆様におかれましては、諸般ご賢察のうえ、ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

#### 記

#### 1 実施期間

令和 2 年 7 月 2 日（木）より当分の間

#### 2 せり品目の追加及び取引開始時間

別紙のとおり

#### 3 せり取引の一部再開にあたっての遵守事項

- (1) 卸売業者、仲卸業者、売買参加者等は卸売場に入場する場合は、帽子及び標識、マスクもしくはマスクに準ずるもの（タオル等）を着用する。守られない場合は、卸売場に入場することはできないものとする。また、繰り返し注意しても守られない方については、処分も含めて対応を検討します。
- (2) せりに参加しない者は、せりが終了するまで、その集団から離れた場所にいる。
- (3) せりに参加する者は、密集状態にならないよう一定の距離を保つこと。
- (4) せり終了後に、売買参加者登録番号等を記入する場合も、なるべく密集状態を作らないとともに近距離で会話をしない。

#### 4 その他遵守事項等

- (1) 咳エチケット、手洗い、消毒にご協力をお願いします。
- (2) 食品の汚染防止のため、素手で直に生鮮食料品に触れないようお願いします。
- (3) 店舗等での試食については、慎重に判断していただき、提供される場合は、衛生上の細心の注意を払ってください。
- (4) 発熱、せきなどの症状がある方は、入場させず、休ませるなどの対応をお願いいた

します。

- (5) 根拠が曖昧で不確実な情報に惑わされないようお願いいたします。なお、市場内の感染事例については、6月23日（火）時点で、保健所等からの報告もなく、開設者は確認をしておりません。

【本件に関する問い合わせ先】

札幌市中央卸売市場経営支援課 山下・新岡

電話 611-3114